

商 標 権	判決年月日	令和 5 年 3 月 7 日	担 当 部	知財高裁第 4 部
	事 件 番 号	令和 4 年（行ケ）第 1 0 1 0 1 号		
○ 本願商標は、経済産業大臣が指定、告示したマレーシア監督用又は証明用の印章又は記号指定に係る標章とその構成を同一にするものであり、指定商品は同大臣が指定する印章又は記号が用いられる商品と同一又は類似するものであるとして、商標法 4 条 1 項 5 号に該当する。 ○ 原告は、パリ条約 6 条の 3（１）（a）に関する日本語公定訳に誤りがある旨主張するが、文法上は誤りであるとはいえず、同条項の起草過程からすると、誤訳であると断じることとはできず、また、仮に誤りがあるとしても、同条に基づき、我が国が「権限のある官庁の許可」を受けた登録出願を拒絶してはならない義務を負うものではないし、同条を根拠として商標法 4 条 1 項 5 号の適用範囲を狭めて「登録をしなければならない」ものと解釈されるべきものでもない。				

（事件類型） 審決取消（商標）請求事件 （結論） 請求棄却

（関連条文） 商標法４条１項５号

（関連する権利番号） 不服２０２１－００８３３７号、商願２０１９－１１７７６６号

判 決 要 旨

第１ 事案の概要

１ 特許庁における手続の経緯等

- (1) 原告は、令和元年９月４日、判決別紙１の１の構成からなる商標（以下「本願商標」という。）について、指定商品を第５類、第１０類、第２９類、第３０類、第３２類、第４２類及び第４３類に属する願書記載の商品及び役務を指定商品及び指定役務として、商標登録出願（商願２０１９－１１７７６６号。以下「本願」という。）をしたが、令和２年１０月９日付けで拒絶理由通知を受けた。原告は、令和３年１月２１日付けで手続補正をしたが、同年３月２２日付けで拒絶査定を受けたため、同年６月２４日、手続補正（以下「本件補正」という。）をするとともに、拒絶査定不服審判請求をした。
- (2) 特許庁は、前記請求を不服２０２１－００８３３７号事件として審理し、令和４年５月１８日、「本件審判の請求は成り立たない。」との審決（本件審決）をし、その謄本は、同年６月１日に原告に送達された。
- (3) 原告は、令和４年９月２９日、本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した。

２ 本件審決の要旨

本願商標は、パリ条約６条の３(3)により世界知的所有権機関（ＷＩＰＯ）の国際事務局から通知され、商標法４条１項５号の規定に基づき、経済産業大臣

が指定、告示した「マレーシア監督用又は証明用の印章又は記号指定」（平成26年9月26日経済産業省告示第196号）に係る標章とその構成を同一にするものであり、また、本願商標の本件補正後の指定商品は、経済産業大臣が指定する印章又は記号が用いられる商品及び役務中、同一又は類似する。

したがって、本願商標は、マレーシア政府又は地方公共団体の監督用の印章又は記号が用いられている商品と同一又は類似の商品について使用するものであるから、商標法4条1項5号に該当する。

第2 判断の要旨

- 1 本願商標の構成は、判決別紙1の1のとおりであり、マレーシア国の監督用及び証明用の印章・記号として経済産業大臣が指定した構成と同一である。また、本願商標の指定商品又は指定役務は、経済産業大臣が指定した、マレーシア国の監督用又は証明用の印章・記号が用いられている商品・役務中「食肉。魚。家禽肉及び食用鳥獣肉。肉エキス。保存処理、乾燥処理及び調理をした果実及び野菜。ゼリー。ジャム。コンポート。卵。ミルク及び乳製品。食用油脂。加工水産物。米。大豆。ミネラルウォーター。炭酸水及びアルコールを含有しないその他の飲料。果実飲料及び果汁。」と同一又は類似の指定商品である。

そうすると、原告が「マレーシア国の法律に基づく政府機関であって、財産処分権限及び管理権限を有する」法人であるとしても、本願商標は、パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国の政府の監督庁又は証明用の印章又は記号のうち経済産業大臣が指定するものと同一の商標であって、その印章又は記号が用いられる商品と同一又は類似の商品について使用するものであるから、商標法4条1項5号に該当する。

- 2 原告は、パリ条約の解釈に相違があるときはフランス文によるとの条項（29条（1）（c））を前提に、パリ条約6条の3（1）（a）の「à défaut d'autorisation des pouvoirs compétents,」（所管官庁の許可がない場合）が「, par des mesures appropriées,」（適当なる方法に依り禁止する）だけに係るのではなく、「de refuser ou d'invalider l'enregistrement et d'interdire,」（登録を拒絶し又は無効とし）にまで係るものと解釈されるべきであり、同条項の公定訳は、誤訳であって、これを前提とした商標法4条1項5号は、パリ条約6条の3（1）（a）の国内法実施の義務を履行していない旨主張するが、「à défaut d'autorisation des pouvoirs compétents,」（権限のある官庁の許可を受けずに）は、原文上、「l'utilisation,」と「,」で続けて副詞句として挿入されており、文言において、この「à défaut d'autorisation des pouvoirs compétents,」が「d'interdire . . . l'utilisation」（使用を禁止する）のみに係るものであるのか、「de refuser ou d'invalider l'enregistrement et d'interdire,」（登録を拒絶し又は無効

とする)にも係るものであるのか、文法的には、どちらと読むことも可能であること、「権限のある官庁の許可を得ていない」という文言が、当初は「d'interdire・・・l'utilisation」のみに係るものとして起草されていたところ、起草委員会が総会に示した条約案では、上記原文に書き換えられ、そのまま確定したことにより、文法的には2通りの解釈が可能になったという起草過程からして、日本語公定訳のとおり、「à défaut d'autorisation des pouvoirs compétents,」が、「d'interdire・・・l'utilisation」のみに係ることを前提としても、パリ条約6条の3(1)(a)の誤訳であると断じることはいできない。

また、仮に、原告が指摘するような解釈、すなわち、「権限のある官庁の許可を受けない」同盟国の紋章等の商標又はその構成部分としての登録を拒絶し、又は無効とするとの解釈を採用するとしても、同規定は、「権限のある官庁の許可」を受けた登録出願をどのように取り扱うについてまで規定するものではない(これらの紋章等の「商標又はその構成部分としての登録を拒絶し又は無効とし」とされていることの反対解釈として、それ以外の場合は当然に登録をしなければならない義務を本条約が締結国に課したと解することはできない。)から、そもそも同条に基づき、我が国が「権限のある官庁の許可」を受けた登録出願を拒絶してはならない義務を負うものではないし、同条を根拠として商標法4条1項5号の適用範囲を狭めて「登録をしなければならない」ものと解釈されるべきものでもない。